証券コード　4591
平成27年６月９日

株　主　各　位

東京都港区白金台三丁目16番13号
株式会社リボミック
代表取締役社長　中　村　義　一

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月25日（木曜日）　午前10時00分
（受付開始：午前９時00分）

２．場　　所　東京都目黒区下目黒一丁目８番１号
目黒雅叙園４階「飛鳥」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第12期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役１名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.ribomic.com/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．会社の現況

⑴　事業の経過および成果

当事業年度は、自社創薬プロジェクトに関して、疼痛薬として開発中のRBM004について藤本製薬株式会社（本社：大阪府松原市）との間で全世界を対象としたライセンス契約を平成26年４月に締結し、契約一時金を計上することができました。また、本ライセンスに関連して、平成26年５月に同社より資本参加を得ております。

次に、自社創薬テーマとして研究中のマトリックスタンパク質であるPeriostinを標的としたアプタマーについて、その開発が進展したことから平成27年１月に開発コード番号「RBM008」を設定し、糖尿病性網膜症等を適応疾患とする治療薬としてさらに開発を進めることとなりました。

一方、自社創薬品目に関し、大手製薬企業との提携交渉が進み、対価支払いを伴う独占的評価権を与える覚書等の締結を検討する段階に至ったテーマがありましたが、交渉先の製品評価が遅れ、覚書等の締結が翌事業年度以降の課題となりました。

共同研究等に関しては、大塚製薬株式会社と進めている複数のプロジェクトは順調に進捗し、平成26年７月に炎症性疾患を対象としたRBM001の共同研究について１年間の契約延長を、平成26年12月には血液疾患を対象とするRBM002および線維症を対象としたRBM003に関する共同研究について、１年間の契約延長を行いました。

また、平成26年３月より開始した大正製薬株式会社との共同研究は、双方の連携により順調に進展しており、さらに全薬工業株式会社とのアプタマー創薬に関する技術アドバイスおよび研究委託に関する提携についても開発が進捗しております。

次に、上記以外の取組みとして、「RiboARTシステム」の新規応用を図るために、平成26年11月には探索研究部内にiPSプロジェクト室を設置して、アプタマーを用いたiPS細胞の実用化に向けた技術開発に着手いたしました。また、抗体等の精製用アプタマーに関するプロジェクトについては、大手専門商社と協力のうえ、商品化に向けた活動を行っております。なお、

これらの事業については、当事業年度における収益への寄与はありません。
　これらの結果、当事業年度の事業収益は、共同研究等に関して当初の計画以上に提携先での開発が進展した結果、当社が担当あるいは引受ける業務量が減少したため共同研究収入が予算を下回りましたが、RBM004に係るライセンス収入が計上されたこと等により、全体では、479百万円（前事業年度比217.3%増）となりました。
　事業費用は、研究開発費として282百万円、販売費及び一般管理費として190百万円を計上し、営業利益は６百万円（前事業年度は414百万円の営業損失）となりました。
　また、営業外収益として、共同研究先からの実費補填にあたる受取研究開発費29百万円を含む34百万円を、営業外費用として、東京証券取引所マザーズ市場への上場時の新株発行等に伴う株式交付費18百万円および株式公開費用８百万円の計27百万円を計上した結果、当期の経常利益は13百万円（前事業年度は210百万円の経常損失）となりました。また、提携先の株式の評価損１百万円を特別損失に計上したため、当期純利益は10百万円（前事業年度は211百万円の当期純損失）となりました。

　次に、当事業年度における研究開発の状況を記載いたします。
　当社は、アプタマー医薬の創製に関する総合的な技術や知識、経験、ノウハウ等からなる自社開発の創薬プラットフォームである「RiboARTシステム」を活用して、アプタマー医薬の研究開発（「アプタマー創薬」）を行っております。

創薬事業には、自社でアプタマー創薬を行う自社創薬と、他の製薬企業と共同してアプタマー創薬を行う共同研究があります。当事業年度における自社創薬と共同研究のパイプラインのうち、前臨床試験に進んでいるプロジェクトは以下のとおりです。

研究開発形態	Project No.	標的名	開発中の適応症	基礎・探索研究	前臨床試験			臨床試験	備考（追加可能な適応疾患等）
					in vitro /in vivo 試験	予備毒性試験	GLP 試験	第Ⅰ相	
共同研究開発	RBM001	Midkine	免疫・炎症性疾患						
共同研究開発	RBM002	非開示	血液疾患						
共同研究開発	RBM003	非開示	線維症						
自社開発（藤本製薬ヘライセンス・アウト済）	RBM004	NGF	疼痛						
自社開発	RBM005	HMGB1	敗血症						循環器疾患 他
			線維症						
自社開発	RBM006	Autotaxin	肺線維症						癌、癌性疼痛 他
自社開発	RBM007	FGF2	骨疾患						癌、リウマチ 他
			癌性疼痛						
			線維症						
			加齢黄斑変性症						
自社開発	RBM008	Periostin	糖尿病性網膜症						アトピー性皮膚炎 他

なお、共同研究の中には、アプタマー創薬に関する技術アドバイスや研究受託を行う活動も含んでおります。

① 自社創薬

自社創薬は、一定の開発段階まで自社独自で医薬候補となるアプタマーを開発し、その後、その成果を製薬企業にライセンス・アウトして、契約締結時の契約一時金、開発進行に伴うマイルストーン収入、および製品化後の売り上げに応じたロイヤルティー等を得る事業です。

本事業において収益を計上できるのは、基本的にはライセンス契約の締結後となります。しかし以下のような場合には、それ以前にも収益を得る機会があり、当社としては、相手方の意向にもよりますが、可能な限りその機会を追求してまいります。

・相手方に独占的な評価・交渉の権利を与える場合
・相手方との間で提携に関する基本条件について合意し、基本合意書等を締結した場合
・相手方の評価用に自社創薬品目のサンプルを提供する場合

現在、探索研究ステージから前臨床段階に進んでいるテーマとして以下の品目があります。

ａ）RBM004（抗NGFアプタマー）

中枢神経に痛みのシグナルを伝える物質、NGF（Nerve Growth Factor、「神経成長因子」）の作用を阻害するという新しい作用メカニズムによって疼痛治療を狙うアプタマーです。

予備毒性試験を完了した本アプタマーについて、平成26年４月に藤本製薬株式会社との間で全世界を対象とした独占的ライセンス契約を締結いたしました。本ライセンス契約により、POC（ヒトでの前期第Ⅱ相臨床試験において意図した薬効と安全性を示すデータを得ること）の確認までは、当社の費用負担を伴わない形で両者協力して研究開発を進め、POC以後の臨床開発は、藤本製薬株式会社の主導で実施されます。

ｂ）RBM005（抗HMGB1アプタマー）

致死的な疾患である敗血症ショックを引き起こす主要因子として考えられているHMGB1（High Mobility Group Box1）の作用を阻害するアプタマーです。

当社はHMGB1に対する多数のアプタマーを創製し、さらに様々な病態モデルで検証を進めて、開発候補アプタマーの創製に到達いたしました。本アプタマーに関しては、敗血症適応だけではなく、HMGB1の亢進が関与する可能性が指摘されている他の疾患（脳梗塞や線維症あるいは疼痛）に対しても、今後、薬効の検証を進める予定です。

ｃ）RBM006（抗ATXアプタマー）

体の器官や臓器が線維化して本来の機能を発揮しなくなる疾患に線維症がありますが、その中でも難治性で癌に移行する可能性が高く、治療満足度の低い重篤な疾患として、特発性肺線維症（Idiopathic Pulmonary Fibrosis、IPF）があります。

IPFの発症や悪化の要因として様々なタンパク質が指摘されていますが、その一つがATX（Autotaxin）です。当社が開発しているのは、このATXの作用を阻害するアプタマーです。

本アプタマーについては現在、ATXの活性を阻害する複数の候補アプタマーの創製が完了し、臨床試験の直前のステージ（GLP試験）を実施するために必要なデータや資料を蓄積しつつあり、あわせて投与ルートの確認に関連する試験を実施中です。

さらに、これまでに創製したアプタマーのひとつとATXタンパク質との複合体のX線結晶構造を2.0Åの解像度で明らかにし、アプタマーの阻害機序の解明に成功しております（東京大学理学系研究科・濡木理教授らとの共同研究成果）。

また、ATXが疼痛に関与している可能性を学術文献で指摘されていることから、疼痛治療に向けた抗ATXアプタマーの開発も進めております。

ｄ）RBM007（抗FGF2アプタマー）

FGF2（Fibroblast Growth Factor Ⅱ、「線維芽細胞増殖因子２」）は血管の新生因子として広く知られており、その阻害剤（特に抗体）を抗癌剤として開発する試みが報告されています。しかし、FGFには多数の類似因子が存在するため、FGF2のみに結合し、意図する薬効を発揮する低分子や抗体の創製は極めて困難で、現在まで、臨床ステージに進んだFGF2阻害剤はありません。

FGF2に関する学術的な研究報告から、抗FGF2アプタマーは骨疾患に対する画期的な治療薬になる可能性を秘めていることが示唆されてきました。当社が創製した抗FGF2アプタマーは、その期待通りに、疾患モデル動物試験において骨疾患に対する優れた薬効を示し、さらに、骨疾患における疼痛に対してモルヒネと同等の鎮痛作用をもつことが確認されました。また、本アプタマーは血管新生を抑制する作用を有することから、加齢黄斑変性症モデル動物試験で、既存薬の「Lucentis®」と同等以上の成績を示し、「Lucentis®」との併用療法においても顕著な薬効促進効果が確認されております。

現在、ライセンス・アウトあるいは臨床試験に移行するための各種データの蓄積を進めております。

ｅ）RBM008（抗Periostinアプタマー）

Periostinは糖尿病性網膜症やアトピー性皮膚炎の悪化や慢性化の原因と考えられているタンパク質です。

当社では前臨床試験を進めることが可能な候補アプタマーの特定に成功し、開発を進めております。

② 共同研究

共同研究は、アプタマー医薬の研究を提携製薬企業と共同で行い、当社が分担する業務に応じて提携先から支払われる研究費を収入として得るとともに、一定の開発段階に達した時点で提携先の製薬企業に当社分の権利をライセンス・アウトし、相応の契約一時金やマイルストーン収入等を得る事業です。また、このような共同研究契約の他に、アプタマー創薬に関する技術アドバイスや研究受託などを行うアドバイザリー契約もあります。

現在、製薬企業と提携し進めている共同研究は以下のとおりです。

（イ）大塚製薬株式会社

ａ）RBM001

平成22年６月10日締結の共同研究契約に基づき、Midkineを創薬ターゲットに、免疫・炎症性疾患などのアプタマー医薬を開発するプロジェクトです。対象疾患の絞り込みなど、開発が順調に進展しております。平成26年７月に１年間の契約期間の延長を行いました。

ｂ）RBM002

平成20年１月１日締結の複数のターゲットを対象とした共同研究契約に基づくプロジェクトの一つで、血液疾患を対象としています。平成26年12月に１年間の契約期間の延長を行いました。

ｃ）RBM003

平成20年１月１日締結の複数のターゲットを対象とした共同研究契約に基づくプロジェクトの一つで、線維症を対象疾患としています。平成26年12月に１年間の契約期間の延長を行いました。

（ロ）大正製薬株式会社

同社が選択したアプタマー創薬テーマについての３年間の共同研究を平成26年３月より開始しております。現在、共同研究は順調に推移しております。

（ハ）全薬工業株式会社

同社が開発中のアプタマー医薬に関して、技術的なアドバイスの提供等を行うもので、同社での開発が進展したことから平成27年４月に１年間の契約期間の延長を行いました。

③ その他の研究開発

当社は、医薬品開発とは別に、アプタマーに関する技術基盤をさらに高めるための研究活動の一環として、平成26年11月、探索研究部内にiPSプロジェクト室を設置しました。

本iPSプロジェクト室では、iPS細胞の実用化につながる、iPS細胞やその分化細胞の「純化」技術の開発などを進めております。

さらに、アプタマーの創薬以外への応用として、自社開発したIgGアプタマーについて、抗体医薬の分離・精製用剤としての商品化を目指し、現在、大手専門商社と協力してユーザー獲得のための活動を行っております。

④ アカデミアとの共同研究

アプタマー創薬には最新の科学、技術、知識の活用が不可欠であり、そのため当社は創業以来アカデミアとの連携を図ってまいりました。

現在、平成24年４月に東京大学医科学研究所に開設した社会連携講座（「RNA医科学」社会連携研究部門）との連携を進め、主に次世代アプタマーに関する基礎研究およびアプタマー創薬に関する新規技術開発を行っております。

当事業年度においても、本連携に伴って医科学研究所内の施設を利用して放射性同位元素や疾患モデル動物を用いた実験を実施することができ、当社の重要な研究基盤となりました。

また、名古屋大学との間ではRBM001の開発に必要な疾患モデル動物の作製とそれらを用いた薬効に関する共同研究を、東北大学とはRBM006の薬効評価に関する共同研究を引き続き行っております。

当社はこれらアカデミアとの共同研究を通して、アプタマー創薬に関連する新規技術の取得およびレベルアップを図ると共に、アカデミアの研究基盤を活用して事業化に向けた候補アプタマーの科学的データの構築、開

発品目の拡大に努めております。

⑤ 知財に関する活動

創薬ベンチャーにとっては、事業を支える基盤として、開発品に関する知的財産、特に特許の取得は不可欠です。

当事業年度においては、主に以下のような実績がありました。

特許の取得・登録（査定を含む）

・RBM004に関し、日本での特許取得および欧州での特許査定

・RBM007に関し、米国での特許取得

特許の出願

・RBM006に関し、追加の新規特許出願

⑵ 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は2,561千円であります。

その主なものは、研究用機器（純水製造装置、プレートウォッシャー等）の取得によるものであります。

⑶ 資金調達の状況

当社は平成26年５月12日に第三者割当増資により300百万円の資金調達を行いました。また平成26年９月25日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により2,536百万円の資金調達を行いました。

⑷ 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第 9 期 (平成24年３月期)	第 10 期 (平成25年３月期)	第 11 期 (平成26年３月期)	第 12 期 (当事業年度) (平成27年３月期)
事　業　収　益 (千円)	229,062	168,613	151,220	479,871
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△312,454	△275,299	△210,881	13,195
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△313,404	△276,249	△211,831	10,298
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失 (△) (円)	△2,996.85	△2,641.57	△2,023.55	0.88
総　資　産 (千円)	891,134	602,256	492,602	3,419,584
純　資　産 (千円)	840,518	564,268	353,937	3,262,976
１株当たり純資産 (円)	8,037.24	5,395.67	3,346.04	254.42

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

２．当社は、平成26年６月28日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。１株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
なお、過年度に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の１株当たり純資産および１株当たり当期純利益は以下のとおりです。

区　　分	第 9 期 (平成24年３月期)	第 10 期 (平成25年３月期)	第 11 期 (平成26年３月期)
１株当たり当期純損失 (△) (円)	△29.97	△26.42	△20.24
１株当たり純資産 (円)	80.37	53.96	33.46

⑸ 対処すべき課題

当社のビジネスモデルにおいて、継続的かつ安定的な収益や利益の確保のためには、共同研究契約による安定的な共同研究収入の拡大と開発品目のタイムリーなライセンス・アウトによる契約一時金やマイルストーン収入が不可欠です。このため、以下に示す課題について、特に重点的に取り組み、収益力の向上に努めてまいります。

①パイプラインの充実と質の高いデータの構築

持続的な企業成長を実現し、同時に開発中断等のリスクを低減するためには、自社パイプラインの拡充を図ることが重要と考えております。

新規開発パイプラインの策定においては、業界での開発指向の流れや大手製薬企業における重点領域、既存薬剤による医療ニーズの充足度等を調査、検討のうえ、興味をひく最適なターゲット（疾患関連タンパク質とその阻害剤の予想適応疾患）を選定することが重要です。そのため、当社では自社での評価チームによる検討の他に、製薬企業との情報交換による需要の発掘やアカデミアとの産学連携などにより、ターゲットの拡充と選定の最適化を図ってまいります。

さらに、選定されたターゲットに関して、提携あるいはライセンス・アウトが実現できるよう、相手方（大手製薬企業が主）の評価に耐え得る質の高い試験データの取得に努めてまいります。

②新規技術の開発

今後、アプタマー医薬への参入企業が増えてきた場合でも常に技術の優位性を保てるように、新規のアプタマー創薬技術の開発に努めてまいります。具体的にはiPS再生医療技術分野におけるアプタマーの活用をはじめ、アゴニスト・アプタマー（受容体作動薬）や細胞内への取り込み可能なアプタマー、細胞膜貫通型のタンパク質と結合するアプタマーなどの創製に連なる技術を目標に、これまでに培った技術のさらなる発展、向上を図ってまいります。さらにアカデミアとも連携し、アプタマーの潜在力を生かした新しい技術を積極的に開発する方針です。

③アライアンス活動の推進

ライセンス・アウトを目標とした共同研究の実現や、自社パイプラインの成果の早期ライセンス・アウトを図るべく、国内にとどまらず、国際的な情報発信や情報交換により海外の製薬企業とのネットワークを確立し、その充実を図ってまいります。これにより、国内外の各製薬企業の需要動向（研究

開発の方向性や開発パイプライン方針、具体的な提携やライセンス・インの候補テーマ等）を正確に把握し、的確な提携スキームを提案して成約件数の拡大を目指してまいります。

④共同研究の推進

大手製薬企業との共同研究は、安定的な収益だけでなく、当社のアプタマー創製に関するスキルアップにも大きく貢献し、同時に、大手製薬企業の技術を活用することで開発をより迅速に進めることが出来ることから、今後も積極的に進めていく方針です。

共同研究を実現し、それを推進するためには、優れたアプタマーを創製する技能が不可欠であることから、パートナーとして選ばれるよう技術を一層研鑽することにより、共同研究の拡大に努めてまいります。

⑤コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、アプタマー創薬企業としてアプタマーを素材とする新薬を次々と創製し、継続的な成長と企業価値の最大化を図り、医薬品開発をとおして社会に貢献できる企業を目指しております。このような企業として社会的責任を果たしていくためには、コーポレート・ガバナンス体制の強化により経営の健全性や透明性の向上を図ることが重要な課題であると認識しており、今後ともその強化に向け取り組んでまいります。

⑹ 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社は、新薬の研究開発（「創薬」）を主要な事業内容としておりますが、その創薬事業の特徴としては以下が挙げられます。

①生体内に存在する核酸を成分とするアプタマーという新規な素材を使用すること。

②アプタマー創薬に関する基礎および応用技術を統合したプラットフォーム（様々なアプタマー医薬を創出する技術基盤）である「RiboARTシステム（Ribomic Aptamer Refined Therapeutics System）」を確立していること。

③「RiboARTシステム」をベースとして創薬事業を二つのカテゴリー、即ち、自社創薬と共同研究に分け、両者のバランスをとりながら展開していること。

④創薬対象とする疾患を「Unmet Medical Needs」疾患領域に絞り、医療機関や患者様から求められている新薬の提供を目指していること。

当社が他の創薬系バイオベンチャーと比べてユニークな点は、特定のあるいは限られた化合物を開発するのではなく、創薬プラットフォームから様々な疾患領域や創薬ターゲットの新薬候補のアプタマーを次々と創出できること、およびこれを自社創薬だけでなく他の製薬企業にも提供できることです。

この創薬プラットフォームを有することから、当社は、自身のことを「創薬プラットフォーム系バイオベンチャー」であると定義しております。

⑺ 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

名称		所在地
本社		東京都港区白金台三丁目16番13号
研究所	RNA創薬研究所	東京都港区白金台三丁目16番13号
	サテライトラボ （クレストホール２階 共同研究実験室）	東京都港区白金台四丁目６番１号 （東京大学医科学研究所構内）

⑻ 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18名	2名増	40.8歳	6.5年

（注） 従業員数は就業員数であり、契約社員数を含めておりますが、パートおよび派遣社員は含めておりません。

2．株式の状況（平成27年３月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数 43,000,000株

（注）平成26年６月28日付の定款変更に伴い、発行可能株式総数が前期末に比べて42,832,000株増加しております。

⑵ 発行済株式の総数 12,821,800株

（注）１．平成26年５月12日付第三者割当増資、平成26年６月28日付株式分割（１株を100株に分割）、平成26年９月24日付公募増資、当事業年度中の新株予約権の行使により、発行済株式の総数が前期末に比べて12,716,022株増加しております。

２．平成26年６月28日付で、単元株制度導入に伴う定款変更を行い、１単元を100株とする単元株制度を導入しております。

⑶ 株主数 8,651名（前期末比8,612名増加）

⑷ 大株主

株主名	持株数	持株比率
大塚製薬株式会社	4,000,000株	31.19%
全薬工業株式会社	1,025,800株	8.00%
中村義一	511,000株	3.98%
藤本製薬株式会社	300,000株	2.33%
宮川伸	250,000株	1.94%
中村恵美子	250,000株	1.94%
株式会社ＳＢＩ証券	215,700株	1.68%
中村陽子	200,000株	1.55%
大和企業投資株式会社	162,200株	1.26%
岩井化学薬品株式会社	160,000株	1.24%

3．新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第4回新株予約権	第6回新株予約権
株主総会決議の日	平成18年6月30日	平成20年9月24日
割当日	平成18年6月30日	平成20年12月1日
保有人数および新株予約権の個数		
当社取締役（社外取締役を除く）	2人　389個	1人　150個
当社社外取締役	―　―	―　―
監査役	1人　70個	―　―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	459,000株	15,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
権利行使時の1株当たり払込金額	225円	375円
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日から 平成28年6月29日まで	平成20年12月1日から 平成30年11月30日まで

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
株主総会決議の日	平成21年9月29日	平成22年6月29日
割当日	平成21年10月1日	平成22年7月1日
保有人数および新株予約権の個数		
当社取締役（社外取締役を除く）	2人　650個	2人　300個
当社社外取締役	―　―	―　―
監査役	―　―	―　―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	65,000株	30,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
権利行使時の1株当たり払込金額	375円	375円
新株予約権の行使期間	平成21年10月1日から 平成31年9月30日まで	平成22年7月1日から 平成32年6月30日まで

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
株主総会決議の日	平成23年6月29日	平成24年6月28日
割当日	平成23年6月30日	平成24年6月29日
保有人数および新株予約権の個数		
当社取締役（社外取締役を除く）	1人　150個	2人　300個
当社社外取締役	—　—	—　—
監査役	—　—	—　—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	15,000株	30,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
権利行使時の1株当たり払込金額	390円	390円
新株予約権の行使期間	平成23年6月30日から 平成33年6月29日まで	平成24年6月29日から 平成34年6月28日まで

	第11回新株予約権
株主総会決議の日	平成25年6月27日
割当日	平成25年6月28日
保有人数および新株予約権の個数	
当社取締役（社外取締役を除く）	2人　300個
当社社外取締役	—　—
監査役	—　—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	30,000株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たり払込金額	390円
新株予約権の行使期間	平成25年6月28日から 平成35年6月27日まで

（注）1．平成17年5月16日開催の取締役会決議により、平成17年6月2日をもって普通株式1株を4株に、平成20年9月3日開催の取締役会決議により、平成20年9月23日をもって普通株式1株を10株に、さらに平成26年6月11日開催の取締役会決議により、平成26年6月28日をもって普通株式1株を100株に分割いたしました。これに伴い新株予約権の目的となる株式の数が増加しております。

2．監査役が保有している新株予約権は、当人が取締役在任中に付与されたものです。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位および担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村　義一	
取締役 執行役員 管理部長	宮﨑　正是	
取締役 執行役員 探索研究部長	宮川　伸	
常勤監査役	藤井　素彦	
監査役	高木　正明	ニューエッジ・ジャパン証券株式会社　社外監査役
監査役	矢部　豊	公認会計士矢部事務所　代表 湧永製薬株式会社　社外監査役

（注）１．常勤監査役　藤井素彦氏および監査役　矢部豊氏は、社外監査役であります。
２．監査役　矢部豊氏は公認会計士および税理士の資格を有し、企業会計および税務に関する相当程度の知見を有しております。
３．当社は藤井素彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当 および重要な兼職の状況
西山　道久	平成26年６月26日	任期満了	取締役
石川　廣	平成26年６月26日	任期満了	社外取締役 大塚製薬株式会社　フェロー

⑶ 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取　締　役	4名	43,677千円
監　査　役	3名	13,701千円
合　　計	7名	57,378千円

（注）1．株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額100百万円以内であります。（平成26年6月26日　定時株主総会決議）なお、当該取締役の報酬は、会社法第361条第1項第1号に該当します。また、取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

2．取締役の報酬の額、および支給人数には、平成26年6月26日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

3．株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額20百万円以内であります。（平成26年6月26日　定時株主総会決議）

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・監査役　藤井素彦氏に該当事項はありません。

・監査役　矢部豊氏は公認会計士矢部事務所の代表であり、湧永製薬株式会社の社外監査役でありますが、兼職先と当社の間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	地　　位	主 な 活 動 状 況
藤井　素彦	常勤監査役	当事業年度に開催された19回の取締役会のすべてに、また同じく開催された15回の監査役会のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。
矢部　豊	監　査　役	当事業年度に開催された19回の取締役会のすべてに、また同じく開催された15回の監査役会のすべてに出席し、公認会計士および税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

④ 社外役員の報酬等の総額

当事業年度における社外役員2名の報酬等の総額は10,401千円であります。

⑸社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、平成27年6月25日開催予定の第12回定時株主総会に社外取締役の選任議案を上程いたします。

5．会計監査人の状況

⑴ 名称

有限責任 あずさ監査法人

⑵ 報酬等の額

①	当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	12,000千円
②	当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1,600千円
③	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,600千円

（注）１．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①にはこれらの合計額を記載しております。

３．当社は会計監査人に対して、当事業年度中に公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務を委託し、その対価を支払っております。

⑶ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

取締役会は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人が同各号に定める項目に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

⑷ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

6．業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

⑴ 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定し、取締役および執行役員はそれを率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき教育等を行うことにより、周知徹底を図る。

② 法令、定款等に違反する行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供することを社内規程により定める。また、会社へ直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護規程に基づく内部通報制度「ホットライン」を設置、運用する。

③ 社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。

④ 法務関連事項を所管する部署は、法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項について事前に検証を行う。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および使用人は、職務の遂行に係る各種文書等の作成、保存および管理については、法令および「文書管理規程」等の社内規程に従い、適切に行う。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理については、各部署で規則を策定の上、講習会などを通じて周知徹底を図るとともに、内容に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。

② 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から特に重要なものについては取締役会において付議する。

⑷ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

① 取締役会は、月に１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

② 取締役および執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告を行う。

③ 取締役会は、決裁権限規程に基づき執行役員に一部権限委譲を行うことにより、事業運営に関する迅速な意思決定を行う。

⑸ 当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当なし

⑹ 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令を受けないものとする。

⑺ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

① 取締役、執行役員およびその他使用人は、以下の事項について速やかに監査役に報告を行う。

・法令および定款に違反する事項
・内部通報制度による通報状況
・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

② 監査役は、取締役会、執行役員会等の経営上重要な会議に出席し、法定事項および全社的に重大な影響を及ぼす事項について報告を受ける。

③ 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

⑻ 監査役の職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑼ 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は、代表取締役社長並びに会計監査人と定期的に意見交換を実施する。

⑽ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法および関連諸法令に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,387,469**	**流動負債**	**156,607**
現金及び預金	3,337,307	未払金	13,977
売掛金	31,636	未払費用	7,425
貯蔵品	1,060	未払法人税等	11,199
前払費用	4,508	未払消費税等	21,481
未収入金	12,368	前受金	99,000
その他	586	預り金	3,523
固定資産	**32,114**	**負債合計**	**156,607**
有形固定資産	19,568	（純資産の部）	
建物	929	**株主資本**	**3,262,976**
工具、器具及び備品	18,639	**資本金**	**2,871,591**
無形固定資産	264	**新株式申込証拠金**	**900**
ソフトウエア	264	**資本剰余金**	**2,844,591**
投資その他の資産	12,282	資本準備金	2,844,591
投資有価証券	1,529	**利益剰余金**	**△2,454,105**
敷金	9,562	繰越利益剰余金	△2,454,105
長期前払費用	1,191	**純資産合計**	**3,262,976**
資産合計	**3,419,584**	**負債純資産合計**	**3,419,584**

損 益 計 算 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
事業収益		**479,871**
事業費用		
研究開発費	282,776	
販売費及び一般管理費	190,913	473,690
営業利益		**6,180**
営業外収益		
受取利息	595	
為替差益	2,718	
受取研究開発費	29,798	
その他	1,055	34,168
営業外費用		
株式交付費	18,373	
株式公開費用	8,780	27,153
経常利益		**13,195**
特別損失		
投資有価証券評価損	1,548	1,548
税引前当期純利益		**11,646**
法人税、住民税及び事業税		1,348
当期純利益		**10,298**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
			資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,422,421	―	1,395,921	1,395,921	△2,464,404	△2,464,404	353,937	353,937
当期変動額								
新株の発行	1,449,170		1,448,670	1,448,670			2,897,840	2,897,840
新株式申込証拠金の払込		900					900	900
当期純利益					10,298	10,298	10,298	10,298
当期変動額合計	1,449,170	900	1,448,670	1,448,670	10,298	10,298	2,909,038	2,909,038
当期末残高	2,871,591	900	2,844,591	2,844,591	△2,454,105	△2,454,105	3,262,976	3,262,976

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法によっております。

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　　定率法によっております。
但し、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　　３年～15年
工具、器具及び備品　　４年～20年

②　無形固定資産　　定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（３～５年）による定額法を採用しております。

③　長期前払費用　　定額法によっております。

⑶　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　　132,483千円

⑵　関係会社に対する短期金銭債権債務

短期金銭債権　　44,005千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

事業収益　　107,751千円

営業取引以外の取引高　　29,798千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	105,778	12,716,022	－	12,821,800
合計	105,778	12,716,022	－	12,821,800

（変動事由の概要）

発行済株式の増加数の内訳は、以下のとおりであります。

藤本製薬株式会社を割当先とする第三者割当増資による増加	3,000株
普通株式１株につき100株とする株式分割による増加	10,769,022株
東京証券取引所マザーズ市場上場に伴う公募増資による増加	1,200,000株
新株予約権の行使による増加	744,000株

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　1,409,000株

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金或いは安全性の高い金融商品に限定し、また、資金調達については新株の発行により行う方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク、並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び受取研究開発費に係る未収入金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、契約時に個別に検討するとともに、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としています。

営業債務である未払金は、1年内の支払期日であります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含めておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
⑴ 現金及び預金	3,337,307	3,337,307	－
⑵ 売掛金	31,636	31,636	－
資産計	3,368,944	3,368,944	－
⑴ 未払金	13,977	13,977	－
負債計	13,977	13,977	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

⑴現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

⑴未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式	1,529

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

6．有価証券に関する注記

その他有価証券

当社が保有している投資有価証券は、非上場株式（貸借対照表計上額　1,529千円）であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載を省略しております。なお、当事業年度において、減損処理を行い、投資有価証券評価損1,548千円を計上しております。

7．税効果会計に関する注記

⑴繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	2,557千円
繰越欠損金	644,597千円
その他	4,993千円
繰延税金資産小計	652,148千円
評価性引当額	△652,148千円
繰延税金資産合計	－千円

⑵法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

法定実効税率	35.6％
（調整）	
交際費等永久に算入されない項目	1.1％
住民税均等割	10.4％
評価性引当金の増減	△34.7％
試験研究費控除	△0.6％
その他	△0.3％
税効果的会計適用後の法人税等の負担率	11.5％

⑶法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3％となります。

この税率変更による計算書類に与える影響はありません。

8．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	大塚製薬株式会社	東京都千代田区	20,000	医薬品の製造・販売	(被所有)直接 31.2	共同研究契約の締結	共同研究収入	107,751	売掛金	31,636
							受取研究開発費	29,798	未収入金	12,368

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案の上、両社にて協議の上決定しています。

2．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	中村義一	－	－	当社代表取締役社長	(被所有)直接 3.9	－	新株予約権の行使(注)	24,975	－	－
役員	宮川伸	－	－	当社取締役	(被所有)直接 1.9	－	新株予約権の行使(注)	10,300	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）ストック・オプションとしての新株予約権の行使です。

9．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額　254円42銭

(2) 1株当たりの当期純利益　0円88銭

（注）当社は平成26年6月11日開催の取締役会決議により、平成26年6月28日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。

1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

10．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月21日

株式会社リボミック
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　筆　野　　力　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　坂　井　知　倫　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社リボミックの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程及び監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

株式会社リボミック　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　藤井　素彦　㊞

監査役　高木　正明　㊞

監査役（社外監査役）　矢部　豊　㊞

以　上

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（1）　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められることになりました。当該改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款の一部を変更するものであります。なお、定款第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

（2）　法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
（社外取締役との間の責任限定契約）	（取締役との間の責任限定契約）
第29条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第29条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
（選任）	（選任）
第31条　［第1項及び第2項は記載省略］	第31条　［第1項及び第2項は現行どおり］

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
［新設］	(3)　当会社は、会社法第329号第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
［新設］	(4)　前項の補欠監査役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
（任期） 第32条　［第1項は記載省略］ (2)　監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	（任期） 第32条　［第1項は現行どおり］ (2)　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。ただし、前条第3項により、選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。
（社外監査役との間の責任限定契約） 第39条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（監査役との間の責任限定契約） 第39条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第２号議案　取締役1名選任の件

経営体制及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任される取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の終了するときまでとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
もりかわ　ひろふみ 森川弘文 （昭和13年4月21日）	昭和40年４月　日清食品株式会社入社 昭和54年４月　株式会社ローソン入社 平成３年３月　同社常務取締役 平成７年５月　株式会社中合常勤監査役 平成17年５月　経営コンサルタント開業・代表（現任） （その他） 医療福祉経営学博士	－

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．森川弘文氏は社外取締役候補者であります。

３．森川弘文氏は、過去に株式会社ローソンの常務取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。

４．森川弘文氏が取締役に選任され就任した場合には、選任後、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

５．森川弘文氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係は、一般株主の利益に相反するおそれがなく、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出る予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、監査役就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができることとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
きくち　すぐる 菊池　秀 （昭和46年2月1日）	平成14年10月　最高裁判所司法研修所修了 平成14年10月　弁護士登録　石原総合法律事務所入所 平成19年４月　日本弁護士連合会嘱託（平成23年３月まで） 平成23年２月　最高裁判所司法研修所付（民事弁護）（平成26年２月まで） 平成24年６月　株式会社八千代銀行社外監査役（現任） 平成25年８月　ＴＭＩ総合法律事務所入所（現任） 平成26年４月　日本弁護士連合会嘱託（現任） （重要な兼職の状況） ＴＭＩ総合法律事務所（弁護士） 日本弁護士連合会（嘱託） 株式会社八千代銀行社外監査役	－

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．菊池秀氏は補欠の社外監査役候補者であります。
３．菊池秀氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培ってきた知識や経験並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
４．菊池秀氏が監査役に選任され就任した場合には、選任後、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
５．菊池秀氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係は、一般株主の利益に相反するおそれがなく、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。

以上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都目黒区下目黒一丁目８番１号
目黒雅叙園４階「飛鳥」
TEL 03-3491-4111

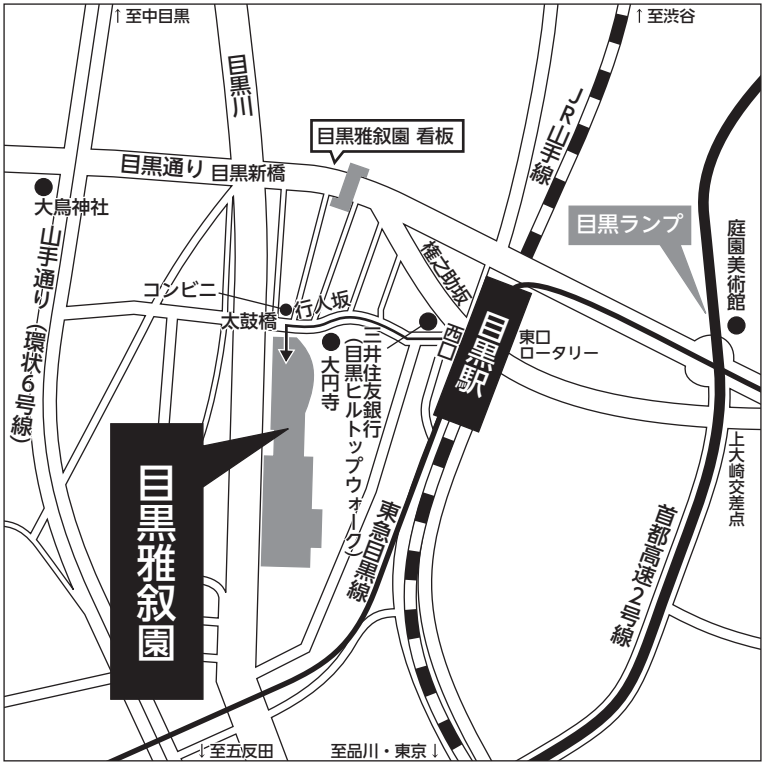

交通　目黒駅（JR山手線西口、東急目黒線、地下鉄南北線・三田線）より徒歩約５分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。